

令和4年度第2回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和4年8月1日(月) 13:30~14:10

場所

松山若草合同庁舎共用大会議室
(松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎7階)

出席者

公益代表委員

森本会長、井上会長代理、園田委員、武井委員、宮谷委員

労働者代表委員

上甲委員、白石委員、曾我委員、竹本委員、野村委員

使用者代表委員

小野委員、小池委員、土井委員、八塚委員

意見陳述者

今井議長、堀川書記次長

事務局

瀧原愛媛労働局長、岡本労働基準部長、山内賃金室長、江原賃金指導官、
河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安の伝達について
- 3 愛媛県最低賃金に係る意見について
- 4 その他
- 5 閉 会

議事

○賃金室長

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、使用者代表者の菅委員が御欠席されておりますが、全部で14名の出席がありますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしくお願いいたします。

○森本会長

ただいまから、第2回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方は注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、議事次第により議事を進めます。議事項番2「中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安の伝達について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○労働基準部長

例年、第1回専門部会と同日に開催する本審におきまして、中央最低賃金審議会の、最低賃金額改定の目安に関する答申について、伝達させていただいておりますが、今年度は、目安小委員会における労使の主張に隔たりが大きいことなどから、今日現在まで、答申が出ていないという状況でございます。

報道により、我々も先週の金曜日に知ったのですが、今日の午後3時から中央最低賃金審議会の目安小委員会が開催され、そこで引き続き目安金額の審議がなされるということでございます。

本来であれば、7月下旬に目安金額が示されるころではございますが、先週月曜日の7月25日の段階で、労使の意見の隔たりが相当あるということ、また、昨年度につきましては、早急に目安金額の取りまとめが行われ、異例の採決に至ったという状況がございましたことから、本年度につきましては、より慎重かつ丁寧に議論を行うためにも、時間をかけて議論を行うということで、本来の予定から目安金額の答申が遅れるという状況でございます。

正式にいつ答申がなされるかということは、はっきりとはしておりませんので、その辺を含めまして、後ほど御説明させていただきますが、今後の日程の調整を含めて、委員の皆様と御相談させていただけたらと思っております。

本日現在においては目安が出ていないということで、御承知おきいただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○森本会長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等があればお願いいたします。

(質問等なし)

○森本会長

それでは続きまして、議事項番3「愛媛県最低賃金に係る意見について」に入ります。第1回本審において、事務局から説明がありましたように、「愛媛県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示」を7月21日木曜日までしていただきました。

意見書の提出状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

資料1ページの資料1の「愛媛県最低賃金に関する意見提出者一覧」をご覧ください。

愛媛地方労働組合連合会、愛媛地方労働組合連合会青年部、日本自治体労働組合総連合愛媛県本部、農民組合愛媛県連合会、コープえひめ労働組合の5団体の方から意見書の提出がありました。

提出された意見書は、資料の3ページ以降に資料2として、付けさせていただいておりますのでご確認いただければと思います。

また、本日は、愛媛地方労働組合連合会から今井正夫様、日本自治体労働組合総連合愛媛県本部から堀川孝行様が、陳述を希望されており、本日、傍聴席におられます。

事務局からは以上でございます。

○森本会長

2名の方が、陳述希望のため、お見えになっているとのことです。

委員の皆様にご確認をさせていただきますが、2名の方から陳述していただくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○森本会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまから意見陳述を受けることといたします。

それでは、意見を述べる方は、所属している事務所や団体の名称とお名前を言われてから、意見を表明して下さい。意見を述べる時間は全体で15分程度を予定しておりますので、簡潔をお願いいたします。

それでは、今井さんから御意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○今井議長

愛媛地方労働組合連合会議長を務めております今井と申します。

資料2にあります意見書に沿って、陳述させていただきます。

愛媛県の最低賃金の抜本的引上げと全国一律最賃制度実現を求めます。

昨年に続きコロナ禍の中で、貧困と格差は広がり、今年は特に物価高騰もあり、地域経済再生のために、直ちに最低賃金を1,000円以上に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現に向けた格差是正を行うように求めます。

まず最初に、愛媛県の最低賃金の引上げで低賃金の改善をしてください。

日本の実質賃金は、1997年を100とすると2020年は88.9と下がっており、諸外国と比べても実質賃金が下がっている国は、非常に少ないです。コロナの感染拡大は、特に低賃金・非正規労働者の雇用を脅かし、収入は激減し、暮らしに直撃しています。そのうえで、ロシアによるウクライナ侵略と日本の円安によって物価が高騰しており、意見書の表1にありますように、多くの食品が値上げされ、10月にはこれまで以上の食品の値上げが予定されています。生活が非常に厳しい低賃金・非正規労働者にとって、食料品や燃料費などの物価の高騰は、暮らしに大きく影響します。ぜひ、今回の最低賃金は大幅に引き上げ、1,000円以上とすることを求めます。

2つ目に、中小企業へ最低賃金引上げを円滑に実施するための支援を政府に求めてください。

日本の中小企業の99.7%が中小零細企業であり、そこで働く労働者が約7割になります。中小企業が大幅に賃金を引き上げる体力がない中で、引上げのための支援策と財政措置が求められています。

現在の業務改善助成金による賃金引上げの対策は、昨年度愛媛県内で62件と県内中小企業数から見ればごく一部でしか利用されておらず、総合的な対策が必要です。これは、愛媛地方最低賃金審議会で決められることではないと思いますが、最低賃金を引き上げていくために必要なこととして、委員の皆さんに、審議会で声を具体的に出して欲しいというものです。私ども全労連では、中小企業への支援として、意見書にある4点について提言をまとめて求めています。

3つ目に、目安制度での地域格差をなくし、全国一律最低賃金制度を政府に求めてください。

愛媛県最低賃金の821円は、全国で一番高い東京都1,041円と比べて、220円も低い状況です。これは、2008年で135円だったのが、2021年で220円まで格差が拡大しており、最低賃金の低い地方から、労働者が都市部へ流出している要因になっています。意見書の表にありますが、最低賃金と人口流出に相関関係はあるのではないかと思います。今後、景気が回復していく中で、地方の人出不足を解消するには、最低賃金の地域間格差をなくしていくことが大事だと思います。

全労連は全国27都道府県4万6千人を対象に「最低生計費試算調査」をしており、意

見書の表3に結果を示しております。また、愛媛では調査していませんが、四国では高知で今年1月から3月に調査し、その結果、25歳単身男性で時間額1,665円の最低生計費が必要と出ております。これは東京都や大阪府などの都市圏とほぼ同額です。全国での最低生計費は、ほぼ時間額1,500円以上の結果となり、最低賃金を全国一律1,500円以上とする必要があると思います。

意見書の表4にありますように、主要先進国の中での日本の最低賃金は低水準にあり、愛媛を始め、C・Dランクの多くの県では、韓国の最低賃金より低い水準となっております。主要先進国との差はますます拡大しており、日本の最低賃金は低いままになっております。今年度の審議会の中でも、そのことを含めて御検討いただきたいと思っております。

人口減少が続いている愛媛県において、全国一律最低賃金制度と時間額1,500円以上への底上げが求められています。最低賃金の金額を議論するのに、最低生計費を考慮すべきときがきているのではないかと思います。

愛媛地方最低賃金審議会として、最低賃金の引上げや、そのための基盤づくりについて意見をまとめてもらい、政府に意見を出すように求められています。ぜひよろしくお願ひします。

○森本会長

ありがとうございました。続きまして堀川さんからの御意見を願ひします。

○堀川書記次長

日本自治体労働組合総連合愛媛県本部書記次長をしております堀川と申します。

今年度の最低賃金の改正についての意見を述べます。

コロナ禍は収束に向かうかと思われましたが、第7波とされる感染拡大で愛媛県でも過去最高の感染者数を記録するような状況があります。労働者の状況としましては再び感染者の増加によって対応する保健所、医療の現場が、かなりひっ迫しております。以前も、残業や精神疲労の慢性化が愛媛新聞で報道されましたが、感染者数が過去最高を更新しており、以前を上回って仕事が増えております。また、第6波以降一定落ち着いていたように見えたときに、多忙や精神的負担の反動で心身を病んでしまうケースも見られ、コロナ禍は労働者を目に見えない形でむしばんできている状況もあると思います。

今年の最低賃金引上げですが、エッセンシャルワーカーの非正規労働者の率は高いということがあります。岸田政権の中で「ケア労働者処遇改善事業」が行われ、低賃金の介護・看護・保育等の現場で働く労働者に対して、経済対策として一定金額を補償するという政策が行われ、エッセンシャルワークを重要として取組みが行われたことは重視すべきと考えております。

現在の愛媛県の821円という最低賃金額ですが、月の労働時間を150時間としますと、

月 123,150 円と低額であり、今井議長が言われたように生計費の観点から最低賃金額を運用すべきではないかということ、生計費により重点を置いていただきたいことを、お願いしたいと思います。

地方自治体では 2020 年度から会計年度任用職員制度が始まっており、給与の仕組みといたしまして、初任給の給与が東京では時間計算により、最低賃金を下回る状況が発生しつつあるということです。地方公務員自体は最低賃金法に縛られませんが、最低賃金を下回る賃金で働かせてよいのか、低い賃金での非正規労働者がこういった状況に置かれていることは、配慮すべきではないかと思っております。

パート労働者が世帯主である世帯の貧困率は 40%を超えるという状況であり、厚労省の自殺対策白書によれば、女性の自殺率が非常に高まっており、「新型コロナウイルス感染拡大による労働環境の変化が、自殺者の増加につながる要因の一つ」としたことも、放置できないことではないかと考えております。

地域間格差につきましては、今井議長の方から説明されましたので割愛させていただきます。

最後に申し上げたいのが、この物価高の中で、最低賃金の引上げに対する期待が高まっているということです。地方の人口流出を防ぐためにも、最低賃金を引き上げ、私ども全労連として主張をしている全国一律制、どこにいても同じ最低賃金額にしていくことが必要だと思っております。

少子化対策という点でも、年収 300 万円が結婚の壁と言われ、600 万円の子供を持つということが言われております。昨今、結婚もしたくないという若年層が増えているとの報道もありましたが、やはり賃金の面で子供を持つことがリスクと言われられないような仕組みを作っていくのも、長期的には必要ではないかと考えております。

愛媛労連青年部の意見書に、先進諸国の中で唯一日本だけが、賃金が下がり続けているという資料を付けさせていただいています。これは先進諸国においては、最低賃金だけではなく賃金全般を引き上げてきた状況がありました。しかし日本ではそうならず、逆の方向に進んできたという状況です。結果としまして、この物価高の中で「悪い物価上昇」として、物価が上がっても賃金が上がらない状況が指摘され、経済界からも最低賃金が低いという意見も出ている状況です。結果として国内の消費力が落ちて、成長しない、できないことになっている状況であります。

従って、最低賃金の引上げということは、重要なエッセンスになると思っておりますし、そのことを審議会にも求めていきたい、どのような最低賃金額にすべきか、目安に捕らわれず審議を進めていただきたいと考えております。

○森本会長

ありがとうございました。ただいまいただきました意見表明について、委員の皆様から御質問等はありませんでしょうか。

(質問等なし)

○森本会長

それでは、陳述者の方は席にお戻り下さい。

続いて、事務局から他の方の意見書について御紹介をお願いいたします。

○賃金室長

それでは、他の3団体の意見書について要旨を述べさせていただきます。

資料6ページの愛媛地方労働組合連合会青年部の意見書で、「愛媛県最低賃金改正にあたっての意見書」になります。

コロナ禍の長期化で困窮する最賃近傍の非正規労働者のため、最低賃金を含めた処遇を改善していくことが必要である。

OECD 主要国で日本の最低賃金は最も低く、実質賃金も下がり続け、非正規労働者は4割を占める状況で、少子化や地域の人口減少問題や物価高の現状改善のために、時給1,000円、1,500円を実現すべく最低賃金を大幅に引き上げていただきたい。

地方と都市部の最低賃金の格差是正のため、中賃の目安によるランク制度を止め、すべての国民の生活改善を進めるために、最低賃金の引上げと中小企業の支援等を望む。

また、最低賃金は支払能力ではなく、生活の質や人間として生きる水準を最優先に考慮し、適正な金額を決定していただくことを強く希望する。

という内容です。

続きまして資料13ページ、農民組合愛媛県連合会の意見書で、「食の安全安心と地域農業を守る見地から、愛媛県の最低賃金額の大幅な引き上げを求めます。」になります。

農業経営者団体として、社会保険料等の軽減等の中小企業対策、農業者戸別所得補償制度の復活など国の施策拡充とセットで、地域最低賃金額の大幅引上げと全国一律最低賃金制度の実現を求める。

地域最賃の引上げはコロナ禍の消費者の購買力向上、地産地消の促進、労働力の確保等が期待でき、食料の国内生産を維持・拡大できるが、中小事業者は経費増大もあり国の支援を求め、最賃の引上げ改定に向け十分な検討をお願いする。

という内容です。

続きまして資料14ページ、コープえひめ労働組合の意見書で、「愛媛県の最低賃金引上げを求める意見書」になります。

消費を回復させ向上させるには賃金の引上げが最も効果的である。

かつては家庭の補助的労働だったパートアルバイトなど非正規労働者の賃金は、現在では生活するために必要な生計費となっており、賃金が上がればその大半は消費に回る。

経済を回復させるためのあるべき最低生計費、また人間らしく暮らしていける最低賃

金、地域経済の発展・活性化のため、積極的な最低賃金引上げの審議をしていただきたい。

という内容です。

事務局からは以上になります。

○森本会長

ありがとうございました。愛媛県最低賃金の改正決定の審議に当たりましては、ただいまの御意見も参考として対処してまいりたいと思います。

○賃金室長

関連して報告させていただきたいことがございます。

資料の 15 ページの資料 3 をご覧ください。愛媛地方労働組合連合会から、7月21日に提出されました「愛媛地方の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請署名」と題する1,569筆の個人署名がございます。

御報告するとともに審議会にお渡しいたします。

署名の目的として、愛媛地方の最低賃金を1,000円以上に引き上げることや、愛媛県最賃の引上げを円滑に実施するため、中小企業に対する支援を行うことが請願項目とされております。

(事務局から会長へ要請書を手交)

○森本会長

それでは御署名による要請の内容にも配慮しながら、今後審議を進めてまいりたいと思います。

次に議事項番4「その他」に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

では、事務局から残りの資料について説明をさせていただきます。

資料 17 ページの資料 4 をご覧ください。「令和4年度春闘 各機関別賃上げ集計状況」です。連合及び経団連の発表している回答額とアップ率の最新情報を過去の経過と合わせて表示しております。令和4年の引上げ額、率は、いずれの機関の発表も、前年比からは上回っている状況にあります。

次に、資料 19 ページの資料 5 をご覧ください。7月1日に発表されました短期経済観測調査愛媛県分になります。資料 20 ページに「業況判断」が記載されております。

「良い」から「悪い」を減じた数値が「%ポイント」で示されておりまして、マイナスは黒三角()で表示されております。

愛媛県の業種別状況をまとめた表をご覧ください。前回調査対象の22年3月と比べまして、全産業はマイナス9ポイントと3ポイント改善、製造業で1ポイント悪化、非製造業は7ポイント改善となっております。6月調査時の先行きは製造業、非製造業ともに悪化とされ、全産業で7ポイント悪化とされております。

続きまして、資料31ページの資料6をご覧ください。7月8日に発表されました愛媛県金融経済概況です。1概観では「愛媛県の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐ中、緩やかに持ち直している。」2行とばして「こうした中、生産は、振れを伴いつつも、基調としては持ち直している。」とされております。

産業別の動向を、愛媛の特定最低賃金5業種について見ますと、「大型小売店販売」は、「緩やかに持ち直している。」とされております。資料32ページには業種別の生産動向があり、「紙・パルプ」では、「横ばい圏内の動きとなっている。」とされ、「はん用・生産用機械」では、「持ち直している。」、「電気機械」では、「幾分弱含んでいる。」、「輸送用機械」では、「底打ち感がみられる。」とされています。雇用・所得面環境は、「緩やかに持ち直している。」とされております。

続きまして、資料33ページの資料7は愛媛県内経済情勢報告となります。資料34ページの冒頭に総括判断が記載されております。令和4年7月判断は「持ち直しつつある」とされており、令和4年4月からの前回比較が矢印で示されております。総括判断の要点として、個人消費と生産活動は、持ち直しのテンポが緩やかとなっている、雇用情勢は緩やかに持ち直しつつあるとの判断となっております。

最後に、資料45ページの資料8をご覧ください。7月29日に愛媛労働局が発表した管内の雇用失業情勢(令和4年6月分)となります。愛媛県の雇用情勢につきしては、最新の数値である令和4年6月の有効求人倍率は、1.44倍と前月比と同水準となっております。全国の1.27倍を上回っております。

47ページの「雇用失業情勢判断」を見ると、コロナ渦の影響が残るものの、持ち直しているとされ、今後も新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある」とされています。

資料の説明は以上でございます。

続きまして、事務局から説明をさせていただきたいのが、今後の本審の開催日程でございます。

本審議会の地賃審議日程は、本日の審議会までに目安金額が示されていることを想定して日程調整を行ってきたところですが、本日までに目安金額が示されていないことから再度、本審議会、専門部会について日程調整を行う必要があると考えております。

そこで、本審議会終了後、各委員の皆様にはお時間をいただき、今後の審議日程について、御相談、調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

○森本会長

ありがとうございます。

まず、初めに事務局から資料の御説明をいただきましたけれど、資料説明について、何か御質問はございませんか。

(質問等なし)

○森本会長

次に事務局から本審終了後に再度、今後の審議日程の調整を行いたいという提案がございました。

この後、各委員の皆様には、お時間をとっていただき日程調整を行うことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○森本会長

それでは、本審終了後に日程調整を行うことといたしますので、よろしくお願いたします。

予定された議事は以上ですが、他に何かございましたら御発言をお願いいたします。

(発言等なし)

○森本会長

それでは、以上をもちまして、第2回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

なお、愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会は、この後の日程調整終了後に開催することになりますので、専門部会委員の皆様は、引き続きよろしくお願いたします。